

「カンガルーマーク」クイズ
HPから応募可能に

今月の紙面

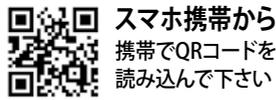
- 1 第34回慰霊祭を開催
 - 2 CCUS運用を現場視察
 - 3 技能検定、特別教育講習案内
- 建設国保関連記事の掲載:3、4、5面



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 谷口 秀樹
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう 検索



スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい
(別途通信料金が必要となります)

「原爆犠牲建設労働者・職人の碑」慰霊祭
 第34回
 核兵器廃絶に向けて意思表示

県内外の仲間から
 折鶴10万8615羽



参列者全員折りを込めて献花



全国からの名水と折鶴

「(前略)核兵器禁止条約が本年2021年1月22日に発効されました。あらゆる核兵器の開発、実験、生産、保有、使用を許さず、核で威嚇することも禁じた初めての国際条約であり、核兵器の廃絶に向けた明確な意思を表明したものです。(中略)原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げます。どうぞ安らかに眠りください」と慰霊の言葉を述べられました。

全建総連・勝野書記長が「(前略)本日の慰霊祭に参加された皆さんと、全国の仲間とともに、全世界の平和が実現することを願いながら、私たちは祈り続けます」と宣言されました。

昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、近隣役員のみ参加して犠牲になった仲間と家族の冥福を祈り、平和への祈りをささげました。

第5回 建労会館建設委員会

基本プラン、全木協の施工承認

第5回建労会館建設委員会が8月2日(月)午後1時から建設委員16人と前回同様に設計監理者2人の参加で開催されました。

議題の中で、設計監理者の「建労会館新築工事計画」について各地連より、プランに基づく要望等の確認を行い、細かな修正はあるものの、基本プランについては、全会一致で承認されました。

施工に関しては、「組合員をできる限り従事させてほしい」という要望から、全木協広島県協会で行うことが承認となりました。三原市の応急仮設住宅同様、労働者供給事業として組合員が従事することとなります。職種については大工、左官、内装工事で、年齢は70歳まで、契約に関する詳細決定は後日とし、建設キャリアアップのモデル事業とすることも決定されましたので、従事されたい方は早めの建設キャリアアップシステムへの登録をお願いします。

またアスベスト規制が厳しくなったため、解体工事見積りに調査が必要という意見も出されました。

次回9月1日(水)の第6回建労会館建設委員会では、仕上げ材などを決定することとなりました。

春の要請ハガキ行動

(厚生労働省)



ご協力ありがとうございました

今春取り組みの「厚生労働省宛てハガキ要請行動」では、広島建労から26,831枚の要請ハガキを一斉に投函しました。ご協力いただき、ありがとうございました。

厚生労働省への要求はあくまでも「概算」であり、財務省はこの内容を精査し、圧縮をしていきます。

広島建労では、今度は秋に財務省へのハガキ要請行動を予定しています。国保組合がこれからも安定した健全運営を続け、私たちの命と生活が守られるよう、ご協力をお願いします。



「カンガルーマーク」クイズHPから応募可能に



教育宣伝部

広建新報6面左下の「カンガルーマークを探してください」の応募方法はハガキかFAXとなっていたましたが、9月号分からインターネットからの応募が可能となりました。

広建新報の帯封の最下部に記載の9桁の数字を手元にご準備のうえ、広島建労HPの「組合員専用」ページの応募リンクからご応募ください。



組合員専用

山本昌彦さん逝去 (元訓練校講師)

広島県建築高等職業訓練校で本年5月まで学科の講師を務めていただいた山本昌彦さんが、令和3年7月12日に逝去されました。享年73歳でした。

故山本先生は、平成18年からの15年間、建築訓練校で建築法規、建築施工などの学科授業を受け持たれ、数多くの修了生輩出にご尽力いただきました。心からご冥福をお祈りいたします。





現場に大きく掲示されているCCUS

県・高野賢対部長からお礼と共に「私たち広島建労もCCUS登録推進に向け認定登録機関となり、スピーディーにカード発行となるよう頑張っています。もし現場で困っている事業者がいたら組合を紹介してください」とお願いし懇談を終了しました。

視察後、現場事務所へ場所を移動して懇談を行いました。営繕課より「今年6月の県発注工事のうち、総合評価制度の評価点にCCUS加入と運用を加点対象にした。県内大手企業もこれを機に、登録運用を積極的に進めていると聞き政策効果が出たと思う。全員が登録すれば手作業で行っていた出向確認などが省けるので、どんどん進めて欲しいと思います」という言葉がありました。

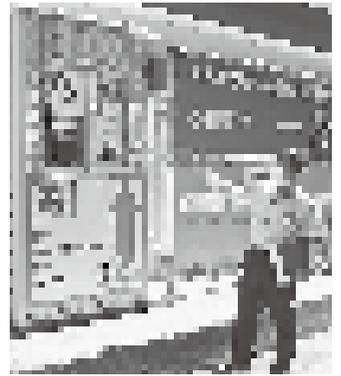
県内大手企業も積極的 CCUS進めて欲しい

7月29日、賃金対策部は広島県土木建築局営繕課紹介のもと、広島県庁舎耐震改修工事現場の建設キャリアアップシステム(CCUS)運用について現場視察を行いました。現場は、大成建設と増岡組と大之木建設の共同企業体が元請けとなり、平成31年3月から来年2月竣工に向け進められています。現場を案内いただいた大成建設の現場管理者松本さんからは、「CCUS技能者カードを持っていくか毎週職長が確認し、一覧名簿を県へ提出しています。導入当初は未取得者もいましたが、現在はほぼ全員が持ち、1日約70人がゲート入口のカードリーダー

にタッチして入退場を確認しています」と運用状況について説明いただきました。大成建設では運用開始前、協力業者さんにあらかじめ事業者・技能者登録を行っていたべくお願いし、定期的に検査が行われてきました。そのため、現在1次業者100%、2次業者96%、技能者も86%の登録となっているそうです。松本さんへCCUSの利便性について伺ったところ、「CCUSに蓄積した履歴や施工体制、作業員名簿を発注者に報告しているのですが、CCUSではシステム化されています」とお聞きしました。



県の庁舎耐震改修工事で CCUS運用を現場視察



ゲート入口のカードリーダー

職人川柳の募集

教育宣伝部

今年度、教宣部では職人川柳の募集を行います。最優秀賞に選ばれた作品は、広建新報2022年1月10日号で発表します。以下の応募要項に従って、ご応募ください。皆さんもぜひホームページから作品を見て投票(投票にはGoogleのアカウントが必要)なさってみてください。

参加資格：組合員とその家族
 応募要項：1人1作品。川柳にはテーマを設けておりませんが、応募は未発表作品に限ります。必ず応募票をハガキまたはFAXに貼り、川柳を広島建労教宣部(〒733-0013 広島市西区横川新町8-12 FAX: 082-294-0248)宛にお送りいただくか、広島建労ホームページのトップページ下の「新着情報」からご応募ください。

賞：最優秀賞 1本…賞状、クオカード5千円分
 優秀賞 2本…賞状、クオカード3千円分
 佳作 4本…賞状、クオカード千円分

受付期間：8月16日(月)～10月29日(金)まで
 投票期間：11月2日(火)～11月19日(金)まで
 (投票は1作品につき、最大1投票)

発表：広建新報2022年1月10日号



(広島建労HP)

「職人川柳」応募票	
組合員氏名	
応募者氏名	
住所	〒 -
所属地連	第 地連

「労働安全標語」を募集

安全対策部

安全意識の向上と普及を目指すため、今年も下記の要項に沿って「労働安全標語」を募集し、最優秀作品は来年度の広島建労安全対策部スローガンにします。ぜひご応募ください。

内容：労働安全に関する標語
 文字数：できるだけ分かりやすい表現で簡潔なもの
 応募先：各地連事務所
 (県本部へ投稿があった場合、地連事務所へ転送)

募集期間：8月～11月末日まで
 応募資格：組合員さんと、そのご家族(1人1作品まで)
 選考：12月初旬

※上位5選(最優秀1本・優秀1本・佳作3本)に入選された作品には、謝礼を差し上げます。また、全建総連「労働安全標語募集」企画に、広島建労の代表作品として応募します。

税金Q&Aコーナー

税金対策部

医療費控除の対象となる歯の治療費

Q1：歯の治療費で医療費控除の対象とならないものにはどんなものがありますか？

A1：保険のきかない自由診療や、高価な材料を使用するなど一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象になりません。(現在、金やポーセレンは歯の治療材料として一般的に使用されているといえますから、これらを使った治療の対価は、医療費控除の対象になります)

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になります。しかし、同じ歯列矯正でも、容ぼうを美化するための費用は、医療費控除の対象になりません。

治療のための通院費も医療費控除の対象になります。小さいお子さんの通院に付添が必要などときは、付添人の交通費も通院費に含まれます。通院費は、診察券などで通院した日を確認できるようにしておくとともに金額も記録しておくようにしてください。通院費として認められるのは、交通機関などを利用したときの人的役務の提供の対価として支出されるものです。したがって、自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代等といったものは、医療費控除の対象になりません。

Q2：歯の治療費を歯科ローンやクレジットにより支払っても医療費控除の対象になりますか？

A2：歯科ローンは、患者が支払うべき治療費を信販会社が立替払をして、その立替分を患者が分割で信販会社に返済していくものです。したがって、信販会社が立替払をした金額は、その患者のその立替払をした年(歯科ローン契約が成立した時)の医療費控除の対象になります。なお、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がない場合があると考えられますが、この場合には、医療費控除を受けるときの支出を証明する書類として、歯科ローンの契約書や信販会社の領収書を保存してください。

(注)歯科ローンに係る金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

Q3：治療中に年度が変わる場合、医療費控除はどうなりますか？

A3：治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除の対象となります。生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合には、その給付の目的となった医療費の額を限度として、支払った医療費の額から差し引く必要があります。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

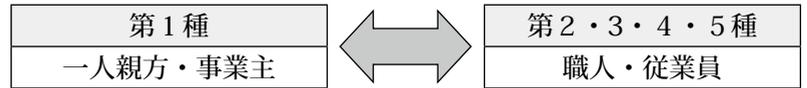
事業所・業種(職種)の調査について



事業所・業種(職種)の調査については、国からの要請により実施する、加入資格を確認するための3年に一度の重要な調査となっております。

未提出者の方については9月中旬ごろ提出依頼のハガキが届きますので、提出期限は令和3年8月31日となっておりますが、必ず調査のご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(予告)国民健康保険料の種別区分変更について 10月は変更申告の月です。



10月1日~31日までの1ヶ月間は、国民健康保険料の種別区分の変更申告の期間です。

令和3年10月1日時点で今までの就労形態と変わっているという組合員さんは、忘れないよう変更申告をしてください。

申告方法など詳細は所属の地域連合へ確認してください。

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において医療と介護の自己負担の合計が高額となり、一定の額を超えた場合、超えた額が支給されます。

支給までの流れ

① 介護保険の被保険者は、介護保険者(市区町村)に「支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



② ①の申請書を受付けた介護保険者(市区町村)から、「自己負担額証明書」が交付されます。



③ 被保険者は建設国保に②の証明書を添付して支給申請を行います。

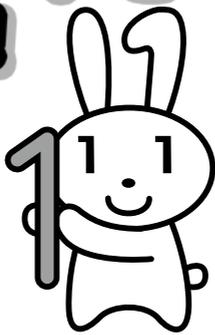


④ 建設国保が支給額を計算し、介護保険者(市区町村)に計算結果(支給額)を連絡します。



⑤ 建設国保からは高額介護合算療養費、介護保険者(市区町村)からは高額医療合算介護サービス費が、それぞれ支給されます。

マイナンバーカードを取得しましょう!



マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込受付が昨年開始されており、令和3年3月より一部の医療機関でプレ運用が実施され、遅くとも10月を目途に本格運用となる予定です。

また、医療費・薬剤情報についても10月より閲覧可能となる予定となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。

その他、以下のようなメリットがあります。

各種証明書(住民票等)をコンビニで取得できる!

など

身分証明書になる!

e-Taxも、もっと便利に!

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。

歯とお口の健康 口臭のケアと体とのかかわり 第3回

口臭予防に効果的なケアの方法(2)

3ステップで歯垢対策!

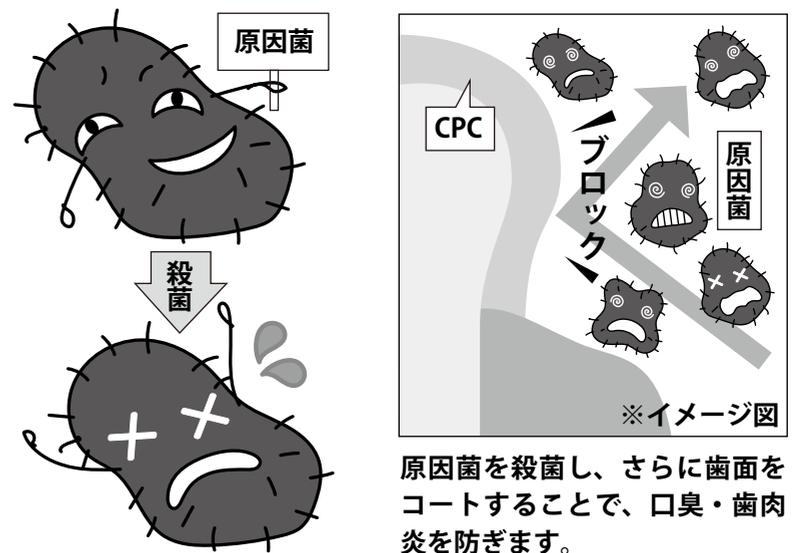
「みがく」「かきだす」で口臭の原因となる歯垢の除去、「コートする」で歯垢の付着を予防することが期待できます。7月号では、Step②までをご紹介しました。

Step③すすいで「コートする」

殺菌剤 塩化セチルピリジニウム(CPC)配合洗口液は電気の力で歯の表面に留まり、細菌の増殖を抑制します。

特に寝ている間は原因菌が繁殖しやすく、口臭や粘つきの原因になります。洗口液を使用して原因菌の繁殖を抑えましょう。

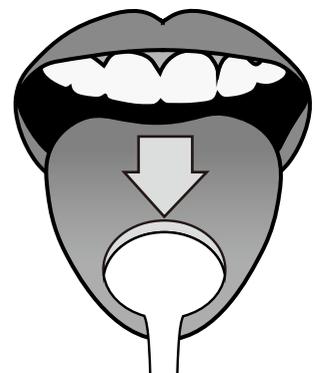
薬用成分CPC(塩化セチルピリジニウム)の作用



◆舌ブラシで舌苔対策!

舌ブラシは舌後方から手前へ一方方向でこするのが基本です。

舌は傷つきやすいため、力を入れ過ぎないようにし、ブラシでこする回数は10回以内にしましょう。



情報提供 サンスター株式会社

指定協力歯科医院で歯科健診を受診する場合、無料(※)で受診できます! ※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。

12,592千円を3億5,890万3,355円上回る31億7,149万5,355円を収納いたしました。あと前年度からの繰越金13億2,867万3,420円、国民健康保険料減額調整のための積立金からの繰入金8,500万0,000円を含め、歳入総額は、83億4,441万6,413円となりました。

歳出においては、その大半を占める保険給付費ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えにより、当初予算額40億72,617千円を4億1,335万6,137円下回っての、36億5,926万0,863円となりました。他、後期高齢者支援金13億5,245万5,941円、前期高齢者納付金1億8,955万3,294円、介護納付金6億4,287万8,957円を決定通知額により支出し、歳出総額では、予算現額を14億5,439万5,297円下回る、64億8,336万7,703円となり、このことにより歳入歳出差引額は、18億6,104万8,710円となり、令和2年度実質単年度収支は、過年度分国庫支出金及び前年度繰越金等を差し引いての、5億5,676万7,947円となりました。

第 2 号議案 令和 2 年度の歳入歳出決算について、次のとおり報告、承認されました。

1. 歳入の部

予算現額 7,937,763,000円
決算額 8,344,416,413円

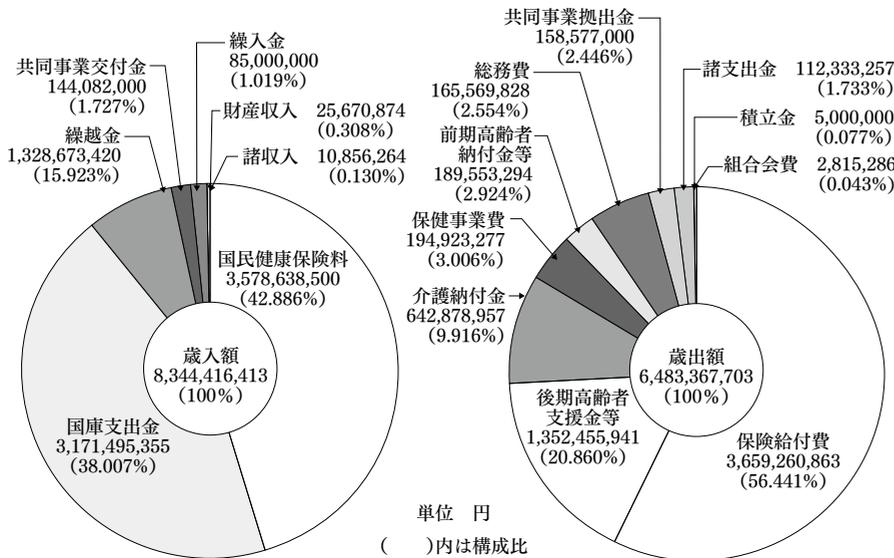
1. 歳出の部

予算現額 7,937,763,000円
決算額 6,483,367,703円

1. 収支差引額

1,861,048,710円

令和 2 年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算構成比



の一部を財政調整積立金へ積み立てるものです。

(2) 加入者一人当たりの負担額が年々増加する拠出金への対応、また、令和2年度においての受診控え等の影響で、当初見込みより医療費が減少したことに伴う国庫補助金の返還へ対応するため、積立金への積立額を除く剰余金を次年度に繰越すものです。

第 5 号議案 令和 3 年度歳入歳出予算を次のとおり補正することが承認されました。

歳 入 (単位：千円)

Table with 5 columns: 款, 項, 予算現額, 補正額, 補正後の予算額. Rows include 4国庫支出金, 10繰越金, and 歳入合計.

歳 出 (単位：千円)

Table with 5 columns: 款, 項, 予算現額, 補正額, 補正後の予算額. Rows include 2総務費, 4後期高齢者支援金等, 5前期高齢者納付金等, 7共同事業拠出金, 11諸支出金, 12予備費, and 歳出合計.

第 3 号議案 令和 2 年度高額療養費と出産育児一時金の貸付金会計が次のとおり報告、承認されました。

基金総額 20,000,000円
元年度貸付金未返済額 0円
貸付額 0円
貸付返済額 0円
貸付金未返済額 0円

第 4 号議案 令和 2 年度歳入歳出決算剰余金を次のように処分することが承認されました。

1. 決算剰余金

歳入決算額 8,344,416,413円
歳出決算額 6,483,367,703円
決算剰余金 1,861,048,710円

2. 決算剰余金処分

財政調整積立金 800,000,000円
繰越金 1,061,048,710円

3. 処分の要旨

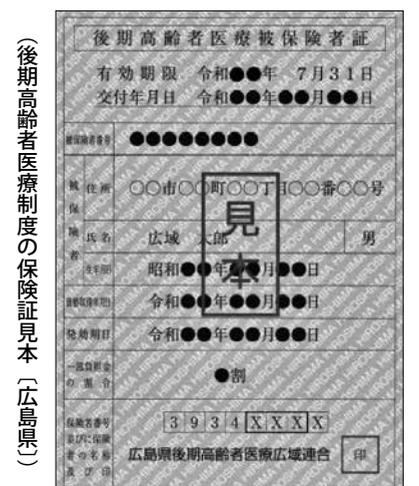
(1) 新型コロナウイルス禍後における医療費の反発的増高及び、平成30年度に実施した課税標準額調査結果による普通調整補助金の減額、また、今後実施される同調査の結果がもたらす財政への影響を危惧し、剰余金

後期高齢者医療制度の早期該当について

後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日から加入する医療保険制度ですが、65歳以上で(※)一定程度の障害をお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

一定程度の障害をお持ちの方については、原則、本人の申請により後期高齢者医療制度の認定を受けることとなりますが、お住まいの市区町によっては、福祉医療費公費負担制度等の認定状況などにより、後期高齢者医療制度認定の手続きを実施しているところもあるようです。

右に記載の「後期高齢者医療被保険者証」がお住まいの市区町から送られてきた方につきましては、建設国保の資格を喪失する届け出が必要となりますので、所属の地域連合窓口において手続きをしてください。



- (※)一定程度の障害とは、主に次に該当する状態です。
○国民年金法等における障害年金：1・2級
○身体障害者手帳：1・2・3級および4級の一部
○精神障害者保健福祉手帳：1・2級
○療育手帳：A・A
詳しくは、市区町の担当窓口にお問い合わせください。

公 告

広島県建設国民健康保険組合

第106回広島県建設国民健康保険組合組合会を 次のように開催しました。

1. 日 時 令和3年7月29日(木) 自 午後1時00分
2. 場 所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
3. 議 案
 - (1) 第1号議案 令和2年度広島県建設国民健康保険組合事業実績報告の認定について
 - (2) 第2号議案 令和2年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算の認定について
 - (3) 第3号議案 令和2年度広島県建設国民健康保険組合保険給付資金貸付金会計について
 - (4) 第4号議案 令和2年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分について
 - (5) 第5号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について

第1号議案 令和2年度の事業実績について、次のように報告、承認されました。

令和2年度広島県建設国民健康保険組合事業実績報告

第1. 総括

1. はじめに

全世代型社会保障検討会議の最終報告書がまとめられ、全世代型社会保障改革の基本的考え方として「菅内閣が目指す社会像は、「自助・共助・公助」そして「絆」である。まずは自分でやってみる。そうした国民の創意工夫を大事にしながら、家族や地域で互いに支えあう。そして、最後は国が守ってくれる、セーフティネットがしっかりとある、そのような社会を目指している。社会保障制度についても、まずは、国民1人1人が、仕事でも、地域でも、その個性を發揮して活躍できる社会を創っていく。そのうえで、大きなリスクに備えるという社会保障制度の重要な役割を踏まえて、社会保障各制度の見直しを行うことを通じて、全ての世代の方々が安心できる社会保障を構築し、次の世代に引き継いでいく。(略)」と自助の必要性が示されており、2022年から団塊の世代が75歳以上となり始めることから支える側となる改正がなされ、今後においても自助を促す改革が進みます。令和2年度、共助である国保組合として、被保険者の健康を保つという自助の一助として保健事業推進を図ってきたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、十分に行っていただけなかったところですが、今後においても引き続き安定的事業運営を行いつつ、被保険者の健康を保つ一助としての保健事業を積極的に行ってまいりますので、組合員各位並びに各地域連合役職員の方々のご理解ご協力をお願い申し上げます。

2. 被保険者の状況

被保険者の異動の状況は、以前からの状況とは変わりつつあります。家族被保険者等の異動状況において若干懸念し、令和2年度予算基礎人員を、組合員10,495人・家族11,890人・計22,385人としておりましたが、予算基礎人員より組合員141人増の10,636人、家族57人増の11,947人、計22,583人(内、特定被保険者5,519人・構成比24.4パーセント)となりました。他、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満被保険者)は、構成比41.3パーセントで前年度より149人減の9,325人、又65歳以上の前期高齢者は、構成比15.0パーセントで前年度より4人増の3,383人となっております。

3. 国民健康保険料の状況

令和2年度国民健康保険料を、医療給付費分保険料25億83,019千円、後期高齢者支援金分6億63,660千円、介護納付金分2億93,498千円とそれぞれ予算計上させていただいておりましたが、医療給付費分26億1,826万0,400

円、後期高齢者支援金分6億6,968万2,500円、介護納付金分2億9,069万5,600円、計35億7,863万8,500円と被保険者の異動の状況が緩やかになったこともあり、若干予算を上回る収納額となりました。今年度におきましても100%の収納率となりましたこと、組合員各位のご理解ご協力と、各地域連合役職員皆様の並々ならぬご尽力に感謝申し上げます。

4. 国庫支出金(補助金)・共同事業交付金の状況

療養給付費並びに前期高齢者納付金の減少及び、平成30年度において実施した国保組合被保険者課税標準額調査の結果が反映された普通調整補助金となったことにより、療養給付費補助金は前年度より4,154万4,013円減の19億6,732万7,372円で、後期高齢者支援金補助金並びに介護納付金補助金においても減額で、普通調整補助金減額への激変緩和措置があるものの、現年度分全体では5,223万3,546円減の31億7,149万5,355円となり、過年度分国庫補助金返還額1億0,939万2,657円を含め、令和2年度国庫補助金は30億6,210万2,698円で、被保険者1人当たり13万5,593円を収納いたしました。

又、高額医療費共同事業交付金は、前年度より被保険者1人当たり1,302円増の6,380円で、1億4,408万2,000円を収納いたしました。

5. 保険給付費の状況

令和2年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが影響し、入院外件数において、前年度を14,850件下回っての125,999件となったことにより、費用額においても、1億3,437万7,779円減の16億2,908万6,730円となり、療養諸費用額全体では、2億0,854万2,672円減の44億3,907万5,335円となりました。しかし、入院においては、多少の影響はあったものの前年度並みに推移し、高額療養費においても、ほぼ前年度並みとなりました。

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、全額国費で財政支援される特別傷病手当金を設け対応したところですが、6件の申請があり339,984円の支給を行いました。

6. 医療費適正化の状況

令和2年度、医療費適正化事業におけるレセプト(診療報酬明細書)点検結果は、被保険者資格関係の点検について771万7,588円、保険診療請求内容点検1,554万5,371円となり、前年度より302万9,602円減ではありますが、2,326万2,959円の点検結果となりました。又、交通事故等の第三者行為について、被保険者が、保険診療を受けることにより代位取得したものについて、今年度のもので49万1,933円、前年度からのもの674万7,711円を合わせ、723万9,644円の調定額となり求償を進めました。これら求償事務等は各組合員をはじめ、被保険者の届出により結果がでるもので、今年度においても、組合からの傷病に対する原因照会について、前年度より0.2パーセント上回る、84.2パーセントの回答率でご協力いただきましたこと、感謝いたすところでありますが、医療費適正化のため益々のご協力をお願い申し上げます。

7. 保健事業・特定健康診査の状況

コロナ禍において、充分なる感染予防を行いつつ、各事業の趣旨をご理解していただき、各組合員並びにご家族の方々及び、各地域連合役職員のご努力により、受診あるいは参加をしていただいたことにより、各事業とも前年度を若干下回るものの、実施していただきましたこと誠に有難うございました。

特定健康診査につきましては、5,205人の受診者で40.82パーセントの受診率となり、医療費適正化に繋がる事業である後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知におきましても、後発医薬品への変更の趣旨を十分ご理解していただき、普及率72.73パーセント、削減効果額9,054万4,049円と、前年度を204万8,253円上回るものとしていただきました。

今後においては、自身の健康保持、並びに疾病予防及び重症化予防が大切なものとなって来ることから、共助である国保組合が実施しております、特定健康診査を含む各種健診事業等の保健事業へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

8. 収支の状況

歳入において、国民健康保険料は当初予算額35億40,180千円に対して、38,458,500円上回っての35億7,863万8,500円の収納となり、国庫支出金においては、被保険者の異動及び、近年の医療費の動向等から算出した補助対象経費に対して、国が示す国庫補助金計上割合を加味しての、予算額28億

